

基本条例の規定例（前文、目的、理念、基本原則）について

	北海道行政基本条例	神奈川県自治基本条例案	とちぎ自治基本条例（仮称） 検討懇談会報告書	ニセコ町 まちづくり基本条例	伊賀市自治基本条例	京丹後市 まちづくり基本条例
前 文	○北海道を取り巻く状況等 ○地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現 ○地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓く ○道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大 ○公共的な分野における道民との協働、市町村との連携協力 ○実情に即した質の高い政策の展開 ○道政運営の全般にわたる基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立	○主体的かつ自立的な県政運営の確立と県民の意思に基づいた政策の実現 ○県民自らができることは自ら行い、個人で担うことができない公共的な課題には、相互に助け、支え合い、さらに、多様な担い手が協働して対応 ○対応しきれない課題について市町村や県がそれぞれの役割と責任の下で解決 ○広域の地方公共団体として県民が県政に参加する機会を拡大することに努め、併せて市町村とは対等な立場に立つて連携協力を強める ○県民主体の県政運営の実現を目指し、その基本となる理念や原則を明らかにする ○最大限尊重すべき基本条例であること	○栃木県の歴史や文化及び自然などの特徴 栃木県としてのアイデンティティや県を愛する心など、栃木県らしさを謳う ○条例を制定するに至った背景 県がこれから進むべき方向や決意を明確に表明する	○風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざす ○町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」を基本 ○まちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよここびを実感できるまちを実現	○伊賀市の地勢、歴史、文化、産業等の背景 ○伊賀市の自治の歴史と現在の状況認識 ○市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちを実現	○京丹後市発足の経過、市域の自然環境、歴史、地場産業、文化の背景 ○地域資源を活かし、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくりに取り組むこと ○自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つこと ○市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていくこと ○市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働すること ○市の最高規範であること
目 的	○道の行政運営に関し基本的な理念・原則、知事・職員の責務等を明示 ○地方分権の進展に対応した主体的な道政運営の確立 ○道民の信頼にこたえる道政の実現 ○道民の福祉の向上	○自治の基本理念、県民の権利義務、県政運営の基本原則、議会・知事の責務を明示 ○制度及び手続の基本となる事項、その他必要な事項を規定 ○県民主体の県政を確立 ○県民の権利の保障及び福祉の向上	○目指すべき自治の基本理念 行政運営の基本的な理念及び原則 県民・議会・県の役割や責務 県民としての権利とその果たすべき責任 県民の参画と協働 市町村との関係 等を明示	○まちづくりに関する基本的な事項を規定 ○町民の権利と責任を明らかにし、自治を実現	○自治の基本的な事項を規定 ○市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確化 ○住民自治のしくみを制度として規定	○まちづくりの基本理念を明示 ○まちづくりを推進するための基本的な事項を規定
理 念	○道民の信託に基づく行政運営と不断の改革 ○道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくり ○市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力	○県民の意思及び責任に基づき、並びに主体的かつ自立的に県政を運営することによって、県民が望む地域社会を実現 ○県民の意思が県民に最も身近な市町村を通じて表明され得ることにもかんがみ、市町村の意見を尊重	○県民一人ひとりの自立、県と県民との協働、近接性・補完性を念頭におく ○県民の県政参加と開かれた県政の推進 ○県民の知る権利と県の説明責任の確保 ○県と市町村の役割分担の明確化 ○協働による県政運営		○市民あるいは地域が自らの責任でまちづくりの決定や実行を行うとともに、市はこれらの活動を支援し、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治の形成 ○自然との共生、各地域の資源の有効活用など次世代に引き継いでいける持続発展可能な循環型の共生地域の形成	○市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進める (まちづくりの目標) ・健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり ・安全で安心して暮らせるまちづくり ・お互いに支え合い、助け合うまちづくり ・歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり

			○自主的・主体的な行政運営		○市民が情報を共有し行き来できる環境づくりや他圏域との交流・連携を進め、創造性あふれる地域の形成	・美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり ・次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまちづくり
基本原則	○情報公開と道民参加の推進 ○総合的、効果的かつ効率的な政策の推進 ○道民の権利利益の保護 ○道民との協働 ○市町村等との連携協力	○基本理念・基本原則にのっとった県政運営 ○県民参加による県政運営 ○市町村との役割分担及び市町村の参加による県政運営 ○透明かつ公正な県政運営 ○効率的かつ効果的な県政運営 ○連携による県政運営		○自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、町民が町の情報を共有 ○町民が情報の提供を受け、自ら情報を得る権利を保障 ○町の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における説明責任 ○町の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における町民の参加の保障	○市民のまちづくりに関する情報を共有する権利 ○市民のまちづくりに参加する権利 ○情報公開と市民参加により策定された計画に基づくまちづくり ○市民自らがを行い、さらに地域や市が補完して行うまちづくり ○市民や市など各主体が協働して行うよう努めるまちづくり ○結果について評価を実施	○市政全般について情報共有する原則 ○市民の参加により市民の意思を反映する原則